

航空法関係手数料令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

○航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）（抄）	1
○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）	2
○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）第二条（航空法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十二号）附則第七条による改正後）の規定による改正後の条文）（抄）	3
○航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）（抄）	7
○航空法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和四年政令第二百六十一号）	7

○航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）（抄）

（航空機登録原簿の謄本の交付等に係る手数料の額）

第一条 航空法（以下「法」という。）第三百三十五条第一号に掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、九百七十円とする。

（耐空証明等に係る手数料の額）

第二条 法第三百三十五条第二号から第六号までに掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第一のとおりとする。ただし、同表第一号から第八号までの証明、承認又は検査において騒音又は発動機の排出物の実測を行う場合にあつては、同表に掲げる額に別表第二に掲げる額を加算した額とする。

（航空従事者技能証明等に係る手数料の額）

第三条 法第三百三十五条第七号から第十一号までに掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第三のとおりとする。

（航空機登録証明書等の再交付に係る手数料の額）

第四条 法第三百三十五条第十二号に掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める額とする。

一・二 （略）

（空港等の検査等に係る手数料の額）

第五条 法第三百三十五条第十三号、第十四号、第十六号、第十八号又は第二十号に掲げる者（同条第十三号に掲げる者にあつては、空港等の設置の許可を申請する者に限る。）が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第四のとおりとする。

（航空保安施設の検査等に係る手数料の額）

第六条 法第三百三十五条第十三号、第十五号、第十七号、第十九号又は第二十一号に掲げる者（同条第十三号に掲げる者にあつては、航空保安施設の設置の許可を申請する者に限る。）が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第五のとおりとする。

（運航管理者技能検定に係る手数料の額）

第七条 法第三百三十五条第二十二号に掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

(無人航空機の登録等に係る手数料の額)

第八条 法第三十五条第二十三号又は第二十四号に掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、二千四百円(法第三十一条の六第一項の登録又は法第三十一条の八第一項の登録の更新の申請(以下この条において「登録等の申請」という。))を行う者が同時に他の登録等の申請を行う場合における当該他の登録等の申請にあつては、二千円)とする。

2 (略)

(本邦外において行う検査等に係る手数料の額)

第九条 法第三十五条第二号から第五号までに掲げる者で本邦外において行う検査を受けようとするもの、同条第六号に掲げる者で本邦外の事業場について行う認定(国土交通大臣が当該認定のため職員をその地に出張させる必要があると認めるものに限る。))を受けようとするもの又は同条第七号若しくは第八号に掲げる者で本邦外において行う実地試験を受けようとするものが同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、第二条及び第三条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に、国土交通省令で定める数の職員が当該検査、認定又は実地試験のためその地に出張するとした場合に国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額とする。この場合において、これらの職員は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算することとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に關し必要な細目は、国土交通省令で定める。

○航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)(抄)

(登録を受けていない無人航空機の登録)

第三十一条の六 登録を受けていない無人航空機の登録は、所有者の申請により無人航空機登録原簿に次に掲げる事項を記載し、かつ、登録記号を定め、これを無人航空機登録原簿に記載することによつて行う。

- 一 無人航空機の種類
- 二 無人航空機の型式
- 三 無人航空機の製造者
- 四 無人航空機の製造番号
- 五 所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 登録の年月日
- 七 使用者の氏名又は名称及び住所

- 八 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
2・3 (略)

(登録の更新)

- 第三百三十一条の八 第三百三十一条の六第一項の登録は、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

- 2 (略)

○航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) (航空法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十五号) 第二条(航空法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十二号) 附則第七条による改正後)の規定による改正後の条文) (抄)

(登録を受けていない無人航空機の登録)

第三百三十二条の四 登録を受けていない無人航空機の登録は、所有者の申請により無人航空機登録原簿に次に掲げる事項を記載し、かつ、登録記号を定め、これを無人航空機登録原簿に記載することによつて行う。

- 一 無人航空機の種類
 - 二 無人航空機の型式
 - 三 無人航空機の製造者
 - 四 無人航空機の製造番号
 - 五 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 登録の年月日
 - 七 使用者の氏名又は名称及び住所
 - 八 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- 2・3 (略)

(登録の更新)

第三百三十二条の六 第三百三十二条の四第一項の登録は、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

- 2 (略)

(機体認証)

第三百三十二条の十三 国土交通大臣は、申請により、無人航空機について機体認証を行う。

2・3 (略)

4 国土交通大臣は、第一項の申請があつたときは、当該無人航空機が国土交通省令で定める安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準（以下「安全基準」という。）に適合するかどうかを設計、製造過程及び現状について検査し、安全基準に適合すると認めるときは、機体認証をしなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、次に掲げる無人航空機については、第一種機体認証に係る同項の検査の一部を行わないことができる。

一 第三百三十二条の十六第二項第一号の第一種型式認証を受けた型式の無人航空機（初めて第一種機体認証を受けようとするものに限る。）

二 第一種機体認証を受けたことのある無人航空機

6 第四項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、次に掲げる無人航空機については、第二種機体認証に係る同項の検査の全部又は一部を行わないことができる。

一 第三百三十二条の十六第二項第二号の第二種型式認証を受けた型式の無人航空機（初めて第二種機体認証を受けようとするものに限る。）

二 第二種機体認証を受けたことのある無人航空機

7・6 (略)

(型式認証)

第三百三十二条の十六 国土交通大臣は、申請により、無人航空機の型式の設計及び製造過程について型式認証を行う。

2 前項の型式認証（以下単に「型式認証」という。）は、次の各号に掲げる認証の区分に応じ、当該各号に定める飛行に資することを目的とする無人航空機の型式について行う。

一 第一種型式認証 第三百三十二条の八十五第一項に規定する立入管理措置を講ずることなく行う第三百三十二条の八十七に規定する特定飛行

二 第二種型式認証 第三百三十二条の八十五第一項に規定する立入管理措置を講じた上で行う第三百三十二条の八十七に規定する特定飛行

3・6 (略)

(設計又は製造過程の変更の承認)

第三百三十二条の十七 型式認証を受けた者は、当該型式の無人航空機の設計又は製造過程の変更をしようとするときは、国土交通大臣の承認を受けなければならない。安全基準又は均一性基準の変更があつた場合において、型式認証を受けた型式の無人航空機が安全基準又は均一性基準に適合しなくなつたことにより当該型式の無人航空機の設計又は製造過程を変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

(技能証明の実施)

第三十二条の四十 国土交通大臣は、申請により、無人航空機を飛行させるのに必要な技能に関し、無人航空機操縦者技能証明（以下この章において「技能証明」という。）を行う。

（試験の実施）

第三十二条の四十七 国土交通大臣は、技能証明を行う場合には、第三十二条の四十の申請をした者が、その申請に係る資格について無人航空機を飛行させるのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判定するために、試験を行わなければならない。

2・3 （略）

（技能証明の有効期間）

第三十二条の五十一 技能証明の有効期間は、三年とする。

2 前項の有効期間は、その満了の際、申請により更新することができる。

3 （略）

（技能証明の限定の変更）

第三十二条の五十二 国土交通大臣は、限定に係る技能証明については、当該技能証明に係る無人航空機を飛行させる者の申請により、当該限定を変更することができる。

2 第三十二条の四十七から第三十二条の五十までの規定は、前項の規定により限定の変更を行う場合について準用する。

（国土交通省令への委任）

第三十二条の五十五 技能証明書の様式、交付、再交付及び返納に関する事項その他技能証明に関する細目的事項並びに第三十二条の四十七

第一項（第三十二条の五十二第二項において準用する場合を含む。）の試験の科目、受験手続その他の試験に関する実施細目は、国土交通省令で定める。

（手数料の納付）

第三十五条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては、指定試験機関）に納めなければならない。

一 航空機登録原簿の謄本若しくは抄本の交付又は航空機登録原簿の閲覧を請求する者

二 第十条第一項の耐空証明を申請する者

三 第十二条第一項の型式証明を申請する者

- 四 第十三条第一項、第十三条の二第一項若しくは第三項又は第十八条第一項若しくは第三項の承認を申請する者
- 五 第十七条第一項の修理改造検査を受けようとする者
- 六 第二十条第一項の認定を申請する者
- 七 第二十二条の航空従事者技能証明を申請する者
- 八 第二十九条の二第一項の航空従事者技能証明についての限定の変更を申請する者
- 九 国土交通大臣が行う第三十一条第一項の航空身体検査証明を申請する者
- 九の二 第三十三条第一項の航空英語能力証明を申請する者
- 十 第三十四条第一項の計器飛行証明又は同条第二項の操縦教育証明を申請する者
- 十一 第三十五条第一項第一号の航空機の操縦の練習の許可を受けようとする者
- 十二 航空機登録証明書、耐空証明書、航空従事者技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書の再交付を申請する者
- 十三 第三十八条第一項の空港等又は航空保安施設の設置の許可を申請する者
- 十四 空港等について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者
- 十五 航空保安施設について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者
- 十六 空港等について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者
- 十七 航空保安施設について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者
- 十八 空港等について第四十四条第四項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の検査を受けようとする者
- 十九 航空保安施設について第四十五条第二項において準用する第四十四条第四項の検査を受けようとする者
- 二十 空港等について第四十七条第三項の検査を受ける者
- 二十一 航空保安施設について第四十七条第三項の検査を受ける者
- 二十二 第三百三十二条の四第一項の登録を申請する者
- 二十三 第三百三十二条の六第一項の登録の更新を申請する者
- 二十四 第三百三十二条の十三第一項の機体認証（国土交通大臣が検査を行う場合に限る。）を申請する者
- 二十五 機体認証書又は型式認証書の再交付を申請する者
- 二十六 第三百三十二条の十六第一項の型式認証（国土交通大臣が検査を行う場合に限る。）を申請する者
- 二十七 第三百三十二条の十七第一項の承認（国土交通大臣が検査を行う場合に限る。）を申請する者
- 二十八 第三百三十二条の四十の無人航空機操縦者技能証明を申請する者
- 二十九 無人航空機操縦者技能証明を申請する者
- 三十 無人航空機操縦者技能証明書の再交付を申請する者
- 三十一 第三百三十二条の五十一第二項の無人航空機操縦者技能証明の有効期間の更新を申請する者
- 三十二 （略）
- 三十三 第三百三十二条の五十二第一項の無人航空機操縦者技能証明についての限定の変更を申請する者

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

○航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三（略）

四 第二条及び第三条並びに附則第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十一条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

○航空法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和四年政令第二百六十一号）

内閣は、航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）附則第一条第三号及び第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

航空法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和四年九月五日とし、同条第四号に掲げる規定の施行期日は同年十二月五日とする。